

平成23年12月

## 2-③ 紹介議員・請願者による趣旨説明の制度化

検討趣旨	議会への市民参加を推進するとともに、請願書に記載しきれなかった願意について、より深い理解につなげることを目的として、趣旨説明を制度化することについて検討する。																						
これまでの経過及び現状	<p>請願については、請願者から提出された請願書の内容を忠実に記載した請願文書表に基づき審査を行っている。</p> <p>請願者の趣旨説明については、請願取扱要綱において「必要と認めたときは、請願者から説明を聞くことができる」と規定しているが、請願者からの趣旨説明の申出があった場合においても、昭和56年以降実施していない。</p> <p>紹介議員の趣旨説明については、会議規則第98条において「必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」と規定しているが、近年は同条に基づき実施した例はない。なお、紹介議員が委員の場合は当該委員が、そうでない場合は紹介議員の所属会派の委員が、質疑の中で請願趣旨について言及することがある。</p> <p>本件については、第2次市会改革検討小委員会において検討されたが、会派間の合意に至らず、参考人制度など現行制度を積極的に活用することを確認するにとどめ、来任期以降に申し送ることとされた。</p>																						
論 点	<p>① 趣旨説明を制度化するのかどうか。      &lt;制度化する場合&gt;</p> <p>②-1 紹介議員及び請願者による趣旨説明のどちらも制度化していくのか。</p> <p>②-2 趣旨説明を希望制とするのか、必須とするのか。</p> <p>②-3 運営上のルールはどうするのか。(発言内容の範囲、発言時間、出席者の数など)</p>																						
参 考	<p>【他都市の状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請願</th> <th rowspan="2">請願者による趣旨説明</th> <th>必須</th> <th>0</th> <th rowspan="2"></th> </tr> <tr> <th>希望制</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">議員による趣旨説明</td> <td>必須</td> <td>2</td> <td>浜松、神戸</td> </tr> <tr> <td>希望制</td> <td>5</td> <td>仙台、新潟、静岡、岡山、広島</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">陳情</td> <td>陳情者による趣旨説明</td> <td>必須</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>希望制</td> <td>6</td> <td>札幌、千葉、新潟、静岡、名古屋、北九州</td> </tr> </tbody> </table> <p>*堺は、委員会の要求がある場合に限って紹介議員の趣旨説明を行っている。</p>	請願	請願者による趣旨説明	必須	0		希望制	9	議員による趣旨説明	必須	2	浜松、神戸	希望制	5	仙台、新潟、静岡、岡山、広島	陳情	陳情者による趣旨説明	必須	0		希望制	6	札幌、千葉、新潟、静岡、名古屋、北九州
請願	請願者による趣旨説明			必須	0																		
		希望制	9																				
議員による趣旨説明	必須	2	浜松、神戸																				
	希望制	5	仙台、新潟、静岡、岡山、広島																				
陳情	陳情者による趣旨説明	必須	0																				
	希望制	6	札幌、千葉、新潟、静岡、名古屋、北九州																				

【根拠法令】

○会議規則

第98条 委員会は、審査のため必要と認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

○請願取扱要綱

6 委員会は、請願の審査に当たり、必要と認めたときは、次のことができる。

(3) 請願者から説明を聞くこと。